

## 居宅介護支援事業所ふかや重要事項説明書

( 令和6年4月1日 現在 )

## 当事業所の居宅介護支援の概要と特徴

当事業所では、利用者に最適な在宅サービスを受けていただけるよう、常に研鑽・向上に努め、公平・公正に利用者本位の居宅サービス計画を作成いたします。

適切な保健・医療・福祉サービスが提供されるよう、サービス提供事業者その他関係機関との連携に努めます。

## 1. 開設者の概要

名 称	居宅介護支援事業所ふかや
法 人 名	医療法人 啓仁会
代 表 者 名	理事長 矢 吹 甚 吾
所 在 地	埼玉県所沢市大字久米532番地1
電 話 番 号	04-2997-5510

## 2. 事業所の概要

## (1) 名称・事業所番号等

名 称	医療法人啓仁会 居宅介護支援事業所ふかや
事 業 所 番 号	0470202730
管 理 者 名	菊 地 梨 恵
所 在 地	宮城県石巻市広淵字焼巻2番地
電 話 番 号	0225-73-5866

## (2) 職員体制

	常勤専任	常勤兼任	非常勤	計	職務の内容
管 理 者		1名		1名	介護支援専門員兼務
介 護 支 援 専 門 員	4名		1名	5名	

※本重要事項説明書の説明後、上記の職員配置状況が指定基準を下回らない範囲で増減する場合があります。

## (3) サービスの提供時間帯・実施地域

サ ー ビ ス 提 供 地 域	石巻市（離半島を除く）・東松島市・女川町（離半島を除く）・遠田郡
月 曜 日 ～ 金 曜 日	午前8時30分から午後5時15分まで
土 曜 日	午前8時30分から午後12時30分まで
夜 間 ・ 緊 急 時	24時間電話での連絡体制 0225-73-5866

## 3. 居宅介護支援の提供方法および内容

## (1) 提供方法

- ① 当事業所の介護支援専門員は身分証を携行し、初回訪問時又は求められたときにはこれを提示します。
- ② 要介護認定等の更新申請は、有効期間が終了する60日前から行えるよう支援します。
- ③ 在宅サービス計画の作成時には、利用者又はその家族（代理人）の意思を尊重し、医療機関や多様なサービスと連携し総合的、効果的に作成し、サービス提供の手続きを行います。  
なお、利用者の病状確認のために、診療情報提供書をかかりつけ医に請求する場合がございます。その際は、利用者又はその家族（代理人）へ説明し、了承を得たうえで請求させていただきます。
- ④ 相談を受ける場所及びサービス担当者会議を開催する場所は、利用者の自宅又は当事業所とします。
- ⑤ 介護支援専門員は、利用者の自宅を訪問し次の事を行います。
  - i) インテーク（情報収集）
  - ii) 課題分析のための調査
  - iii) ケアプラン原案の作成
  - iv) サービス担当者会議
  - v) ケアプラン完成
  - vi) モニタリング
  - vii) その他必要時
- ⑥ 当事業所は正当な理由なく業務の提供を拒否しません。
- ⑦ 介護保険法第4条に則り、利用者の主体的な参加を重視し、利用者から複数の指定居宅サービス事業者の紹介の希望に対して対応を行います。事業所選定にあたっては、その選定理由の説明を実施します。

## (2) 居宅介護支援の内容

- ① 居宅サービス計画の作成を担当します。
- ② 利用者及び家族に対し、当該地区のサービス事業所等の名簿、サービス内容、料金等の情報を提供し、選択を行えるようにします。
- ③ 居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の有する能力、提供を受けているサービス、おかれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱えている問題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むよう支援します。
- ④ 居宅サービス計画作成後においても、利用者、家族、サービス事業者などとの連絡を継続的に行うことにより、実施状況の把握を行い、サービス計画の変更サービス事業所の連絡調整、その他の便宜の提供を行います。
- ⑤ 利用者が居宅においてサービス提供が困難になったと認める場合、利用者が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行います。

## 4. 事故発生時の対応

事故が生じた場合には原因を解明し、再発予防の対策を講じます。また、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 5. 災害時の対応

### (1) 水害・土砂災害

- ① 訪問前から警戒レベル3（高齢者避難開始）以上が発生しているときは訪問を中止します。
- ② 訪問中に警戒レベル3以上になった時点で、訪問は中止とします。

### (2) 地震・津波災害

- ① 利用前に津波警報、大津波警報発生時は、訪問を中止します。
- ② 利用中に津波警報、大津波警報発生時点で、サービス提供は中止とします。

## 6. 個人情報保護

- ① 利用者に係るサービス担当者会議での利用等正当な理由がある場合には、事前の同意を文書により得たうえで個人情報を用います。
- ② 個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」、厚生労働省が策定した「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。
- ③ 「指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準第31条第2項」の規定に基づき利用者の承諾を得たうえで電磁的方法を用いた署名も可能となります。

## 7. 秘密の保持

- ① 介護支援専門員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしません。
- ② 秘密の保持は契約が終了後、介護支援専門員が退職後においても継続します。

## 8. 虐待防止に関する取り組み

- ① 虐待の発生またはその再発を防止するための委員会を定期的開催します。
- ② 高齢者虐待防止に関する指針を整備します。
- ③ 高齢者虐待防止に関する研修を年2回以上実施します。
- ④ 虐待防止に関する担当者を選任します。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村等関係機関に通報するものとします。

## 9. 身体拘束等の適正化について

当事業所は身体的拘束等を原則禁止します。緊急時やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合はその理由や時間、利用者心身の状況など必ず記載をします。

## 10. 業務継続に向けた取り組みについて

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

## 11. 入院時における医療機関との連携

利用者が医療機関に入院となった場合、速やかに利用者及びご家族と連絡調整を図り、入院先医療機関に情報提供を行いますので、入院された場合は当事業所の担当介護支援専門員へご連絡ください。

12. 居宅介護支援に関する留意事項

居宅介護支援の提供において、快適性、安全性を確保するため、当事業所職員に対し、迷惑行為（セクシャルハラスメントなど）、宗教活動、政治活動、営利活動、危険行為（暴力・恫喝・ペットの咬みつきなど）が確認された場合には契約を解除させていただく場合があります。

13. サービス内容に関する苦情

当事業所の居宅介護支援及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情等を承ります。

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

苦情等解決責任者	居宅介護支援事業所ふかや 管理者
受付時間	8時30分～17時15分 (月曜日～金曜日) 8時30分～12時30分(土曜日)
電話番号	0225-73-5866
FAX番号	0225-73-5867

(2) 当事業所以外の相談・苦情窓口

石巻市保健福祉部 介護福祉課	住所	石巻市穀町14番1号
	電話番号	0225-95-1111
東松島市高齢障害支援課 高齢介護班	住所	東松島市矢本町字上河戸36番地-1
	電話番号	0225-82-1111
女川町健康福祉課長寿介護係	住所	牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1
	電話番号	0225-54-3131
涌谷町健康課国保介護班	住所	涌谷町涌谷字中江南278番地
	電話番号	0229-25-7972
美里町長寿支援課介護保険係	住所	美里町牛飼字新町51番地(さるびあ館)
	電話番号	0229-32-2941
国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護相談室	住所	仙台市青葉区上杉一丁目2番3号
	電話番号	022-222-7700

※ お住まいの地域の市町総合支所又は地域包括支援センターでも受け付けております。

12. 利用料金

利用料金については、事業者が介護保険からサービス料金に相当する給付を受領するため、利用者の自己負担はありません。

\* 居宅介護支援費

担当件数 要介護度	45件未満	45件以上 60件未満	60件以上
要介護1・2	10,860円	5,440円	3,260円
要介護3・4・5	14,110円	7,040円	4,220円

\* 加算料金

項目	金額	項目	金額
初回加算	3,000円/1月	特定事業所加算(Ⅰ)	5,190円/1月
		特定事業所加算(Ⅱ)	4,210円/1月
		特定事業所加算(Ⅲ)	3,230円/1月
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,500円/1回	ターミナルケアマネジメント加算	4,000円/1回
〃(Ⅱ)	2,000円/1回		
退院・退所加算 (カンファレンス参加 無)	4,500円/1回 6,000円/2回	退院・退所加算 (カンファレンス参加 有)	6,000円/1回 7,500円/2回 9,000円/3回
通院時情報連携加算	500円/月1回		

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明いたしました。

事業者

<所在地> 埼玉県所沢市大字久米532番地1  
<名称> 医療法人 啓仁会  
<代表者> 理事長 矢吹 甚吾

説明者

事業所

<所在地> 宮城県石巻市広淵字焼巻2番地  
<名称> 医療法人啓仁会 居宅介護支援事業所ふかや  
<管理者> 菊地 梨恵  
<説明者> \_\_\_\_\_

# 同意書

令和 年 月 日

下記の事項に同意いたします。

1. 居宅サービス計画におけるサービスの種類、内容、利用料等について
2. 下記の利用者の個人情報並びに家族の個人情報等を用いること
  - ① 要介護・要支援全ての認定申請に伴う情報提供
  - ② サービス担当者会議等における医療機関及び介護保険事業所への情報提供及び収集
  - ③ 事業所内でのケアカンファレンスにおける情報提供及び収集
  - ④ 行政機関及び外部監査機関、評価機関またその委託機関への情報提供
  - ⑤ 実習、研修等の学術研究や資格取得などでの情報収集又はその提供
3. 下記の書面について電磁的方法を用いることへの同意【 します。 ・ しません。 】 どちらかに○をつける。
  - ① ケアプラン
  - ② サービス利用票
4. 下記の内容を確認し、オンラインモニタリングを実施することへの同意【 します。 ・ しません。 】どちらかに○をつける。

少なくとも一月に一回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接しモニタリングを行います。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも二月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においてはテレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとします。

  - ① テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
  - ② サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
    - ・ 利用者の心身の状況が安定していること。
    - ・ 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
    - ・ 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは 把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

以 上

医療法人啓仁会  
居宅介護支援事業所ふかや  
管理者 菊地 梨恵 様

【 利 用 者 】

<住 所> \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

<氏 名> \_\_\_\_\_

【 署名代理人 】

<住 所> \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

<氏 名> \_\_\_\_\_

( 続柄 : \_\_\_\_\_ )

署名代行の理由 \_\_\_\_\_